

契約条項 P-6607_210118

1. 「セットアップ支援サービス（マイナンバー取得管理支援ツール対応）」 [マイナンバーツールセットアップ]

甲は、注文書記載の「セットアップ支援サービス（マイナンバー取得管理支援ツール対応）」（以下、本サービスという）を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

- (1) 甲は乙に、甲が乙から購入したマイナンバー取得管理支援ツール（以下、対象ツールという）の機械装置への組み込み、インストール作業等を乙が甲に代わって実施することを依頼します。
- (2) 乙は、別途甲の指示に従い本サービスを実施します。乙は、本サービスが完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、第5号に定める場合を除き、その扱いについて別途協議するものとします。
- (3) 甲は、作業完了後すみやかに本サービスが甲の指示どおりに実施されているかどうか確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。
- (4) 前号の「終了確認証」の交付をもって、本サービスは完了するものとします。
- (5) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に本サービスの料金を支払うものとします。乙が、本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。
- (6) 本サービスの実施にあたり、乙が甲の保有する特定個人情報を取扱うことができないことに鑑み、甲は当該情報を本サービスを実施するものが触れることのないよう適切な措置を講じるものとします。
- (7) 甲は、本サービスを乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。
- (8) 本サービス完了後、甲が対象ツールまたは機械装置の設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。
- (9) 本サービスの実施にあたり、甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第6号の適切な措置および第7号の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。
- (10) 前2号の定めは、本サービス完了後も有効に存続するものとします。

以上